

社会福祉法人 桜井の里福祉会 定款

(平成5年6月14日制定)

改正 平成 6年 3月25日
改正 平成 6年 7月26日
改正 平成 7年12月20日
改正 平成 9年12月19日
改正 平成11年 3月26日
改正 平成11年 6月26日
改正 平成11年 8月20日
改正 平成11年12月22日
改正 平成12年 2月24日
改正 平成13年 3月 7日
改正 平成13年11月28日
改正 平成14年 3月19日
改正 平成15年 6月27日
改正 平成16年 3月18日
改正 平成16年 8月 6日
改正 平成16年10月 5日
改正 平成17年 1月27日
改正 平成17年 2月23日
改正 平成17年 2月23日
改正 平成17年 6月27日
改正 平成17年 8月31日
改正 平成18年 1月25日
改正 平成18年 3月28日
改正 平成18年 7月19日
改正 平成18年 8月28日
改正 平成19年 3月29日
改正 平成19年 5月28日
改正 平成20年 2月 5日
改正 平成22年 2月12日
改正 平成22年 5月26日
改正 平成23年 8月 5日
改正 平成25年 2月26日
改正 平成25年 5月28日
改正 平成25年10月 9日
改正 平成27年 3月27日
改正 平成27年 5月28日
改正 平成28年 2月 5日
改正 平成28年 4月12日
改正 平成29年 1月17日
改正 平成29年 3月29日
改正 平成29年 6月27日
改正 平成29年11月 1日
改正 令和 1年12月24日
改正 令和 5年 2月22日
改正 令和 5年 6月16日
改正 令和 6年 4月12日
改正 令和 6年 6月24日
改正 令和 7年 6月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者

の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ウ) 老人デイサービスセンターの経営

(エ) 障害福祉サービス事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人桜井の里福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(1) 災害時に被災地支援を行う介護派遣チームを立上げ、定期的に教育、研修を行い、いつでも適正な支援活動を行える体制を整える。

(2) 職員の地域の消防団への加入を促進し、その活動を支援する。

(3) 無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構

成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
- 4 前項の専務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事長及び専務理事以外の理事のうち、3名までを業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事並びに業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第23条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第24条 理事（理事長、専務理事、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とする。

(相談役)

第25条 この法人に、必要に応じて相談役を置く。

2 相談役は、理事長が任免する。

3 相談役は、これまでの職務経験や専門性等を活かして、法人経営や事業展開のための指導助言を行うとともに、理事会等へ出席し、意見できるものとする。

4 相談役に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

- (1-1) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓字雨場 3036 番地、3041 番地、3042 番地、3043 番地に所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 特別養護老人ホーム桜井の里 1 棟（3,373.61㎡）
- (1-2) 鉄骨造瓦葺平家建 特別養護老人ホーム桜井の里 1 棟（725.90㎡）
- (1-3) 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置1棟（20.37㎡）

- (1-4) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 1棟 (106.94㎡)
- (1-5) 新潟県燕市新堀字橋場 2479 番地 2、2448 番地 14、新堀字下谷地 1138 番地 6 に所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建 特別養護老人ホーム分水の里 1棟 (3,942.42㎡)
- (1-6) 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟 (16.32㎡)
- (1-7) 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟 (32.33㎡)
- (1-8) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓字雨場 3035 番地に所在の木造瓦葺平家建ケアプランセンター桜井の里 1棟 (326.79㎡)
- (1-9) 新潟県燕市新堀字橋場 2448 番 9、2432 番地 9、2432 番地 10、2448 番地 16 に所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建グループホーム我が家 1棟 (541.57㎡)
- (1-10) 新潟県燕市分水旭町 2 丁目 350 番地に所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建グループホーム縁 1棟 (523.35㎡)
- (1-11) 新潟県燕市分水栄町 2323 番地 1、2323 番地 2、2323 番地 5、2323 番地 7、2336 番地に所在の鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき 4 階建生きがい広場地蔵堂 1棟 (1,469.74㎡)
- (1-12) 新潟県燕市横田字下屋敷 9948 番地 1、9947 番地 1、9947 番地 2 に所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 高齢者総合生活支援施設はな広場 1棟 (1,505.52㎡)
- (1-13) 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟 (21.01㎡)
- (1-14) 新潟県燕市分水桜町 3 丁目 2687 番地 6 に所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建地域生活支援施設つどい 1棟 (881.92㎡)
- (1-15) 新潟県燕市新堀字橋場 2479 番地 5、新堀字下谷地 1138 番地 1 に所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造かわらぶき 2 階建分水健康福祉プラザ 1棟 (2,270.58㎡)
- (1-16) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 機械室 1棟 (11.09㎡)
- (1-17) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 車庫 1棟 (110.00㎡)
- (1-18) 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 車庫 1棟 (47.77㎡)
- (1-19) 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟 (12.39㎡)
- (1-20) 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟 (12.50㎡)
- (1-21) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓 3034 番に所在する木造かわらぶき平屋建 小規模多機能ホームやひこの家 1棟 (299.77㎡)
- (1-22) 新潟市西区赤塚字屋敷添 2759 番地に所在するケアプランセンター桜井の里・あかつか 木造セメント瓦・瓦葺 2 階建 1棟 (276.20㎡)
- (1-23) 新潟市西区赤塚字屋敷添 2759 番地に所在する小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家 木造かわらぶき平家建 1棟 (298.11㎡)
- (1-24) 新潟県燕市柳山 1973 番地 1 に所在する木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 小規模多機能ホームこいけの家 1棟 (364.36㎡)

(2) 土地

- (2-1) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓字雨場 3036 番に所在の特別養護老人ホーム桜井の里 敷地 (9,253.54㎡)

- (2-2) 新潟県燕市分水旭町 2 丁目 350 番に所在のグループホーム縁 敷地 (883.46 m²)
- (2-3) 新潟県燕市分水栄町 2323 番 1、2323 番 2、2323 番 5、2323 番 7、2336 番、2337 番に所在の生きがい広場地蔵堂 敷地 (836.14 m²)
- (2-4) 新潟県燕市横田字下屋敷廻、9948 番 1、9947 番 1、9947 番 2 に所在の高齢者総合生活支援施設はな広場 敷地 (2,116.85 m²)
- (2-5) 新潟県燕市横田字下屋敷廻 9940 番 2 に所在する 高齢者総合生活支援施設はな広場 敷地 (281.41 m²)
- (2-6) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓字雨場 3035 番に所在するケアプランセンター桜井の里 敷地 (947.00 m²)
- (2-7) 新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓 3034 番に所在する小規模多機能ホームやひこの家 敷地 (883.00 m²)
- (2-8) 新潟市西区赤塚字屋敷添 2759 番に所在するケアプランセンター桜井の里・あかつか、小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家 敷地 (1242.04 m²)
- (2-9) 新潟県燕市柳山 1973 番地 1 に所在する小規模多機能ホームこいけの家 敷地 (1918.34 m²)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟県の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 公益を目的とする事業

- (ア) 居宅介護支援事業
- (イ) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (ウ) 生活支援ハウス運営事業の受託
- (エ) 地域包括支援センターの受託
- (オ) 生きがい活動支援通所事業の受託
- (カ) 有料老人ホームの経営
- (キ) 配食サービス事業
- (ク) 喀痰吸引等研修事業の実施
- (ケ) 介護保険法による訪問看護事業、介護予防訪問看護事業
- (コ) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- (サ) 介護保険法に基づく介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人桜井の里福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	本 多 泰
理 事	小 森 代喜雄
〃	平 松 清
〃	小川原 潮 俊
〃	小 林 ト キ
〃	梅 津 清 栄
〃	本 間 娃
〃	水 沢 初 夫
〃	八 子 友 江
〃	諸 橋 郁 子
〃	亀 倉 三 蔵
監 事	鈴 木 喜久男
〃	大 倉 幸 明

附 則

第13条 基本財産としての建造物の挿入は、平成6年3月25日の理事会において決定する。

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 6年 7月26日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 7年12月20日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成 9年12月19日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成13年 3月 7日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成13年11月28日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成14年 3月19日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１５年　６月２７日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１６年　３月１８日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１６年１０月５日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１７年　１月２７日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１７年　２月２３日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１７年　６月２７日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１７年　９月　１日）

定款第１４条の規程は、評議員の改選の平成１７年１１月２８日から適用とする。

附 則（平成１８年　１月２５日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

但し、定款第１条の規程は、平成１８年４月１日からの施行とする。

附 則（平成１８年　３月２８日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１８年　７月１９日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１９年　３月２９日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成１９年　５月２８日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２０年　２月　５日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２２年　２月１２日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２２年　５月２６日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２３年　８月　５日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２５年　２月２６日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２５年　５月２８日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２５年１０月　９日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成２７年　３月２７日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成27年 5月28日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成28年 2月 5日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成28年 4月12日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成29年 1月17日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成29年 3月29日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成29年 6月27日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（平成29年11月 1日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 1年12月24日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 5年 2月22日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 5年 6月16日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 6年 4月12日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 6年 6月24日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附 則（令和 7年 6月24日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。